

令和6(2024)年度

兵庫県内私立高等学校 就学支援制度

※R7(2025)年度は、現時点で未定です

兵庫県では、3つの給付制度で 高校生の就学を支援します。

年収590万円未満世帯には、授業料を年間 **44** 万円支援(返還不要)

| | 授業料 | | 授業料以外 |
|--------|-------------|-------------------------|--|
| | ①【国】就学支援金 | ②【県】授業料軽減補助 | ③奨学給付金 |
| 居住地 | 生徒が日本国内に居住 | 保護者が、各年度10月1日時点で兵庫県内に居住 | 保護者が、各年度7月1日時点で兵庫県内に居住 |
| 学校への在籍 | 毎月1日時点 | 各年度10月1日時点 ※通信制除く | 各年度7月1日時点 |
| 年収目安 | 年収910万未満の世帯 | 年収910万未満の世帯 | ・生活保護世帯 ・住民税所得割非課税世帯 (均等割のみの課税は支給) |
| 申請時期 | 4月の入学時 | 毎年7~9月頃 | 毎年7月頃 |

R6支給額(年額)

全日制の私立高校

()内は、扶養する子どもが3人以上いる多子世帯の額

| 世帯年収目安 (保護者の合算) | 授業料 | | 授業料以外 |
|--------------------|-----------|------------------------|--|
| | ①【国】就学支援金 | ②【県】授業料軽減補助 | ③奨学給付金 |
| 生活保護世帯 | 396,000円 | 44,000円 (54,000円) | 52,600円 |
| 年収270万未満程度世帯 | 396,000円 | 44,000円 (54,000円) | [下記以外] 142,600円 [第2子(15~23歳の扶養されている兄弟姉妹あり)] 152,000円 |
| 年収270~590万程度世帯 | 396,000円 | 44,000円 (54,000円) | — |
| 年収590~730万程度世帯 | 118,800円 | 120,000円 (130,000円) | — |
| 年収730~910万程度世帯 | 118,800円 | 60,000円 (70,000円) | — |

- ※ 所得判定基準の確認方法は、2ページをご参照ください。
- ※ 授業料に対する支援は、授業料額が上限になります。
- ※ 年度途中で転退学した場合、在籍月数による支援額になります。



申請の流れ

申請しなければ支給されません。
支給方法や支給時期は学校によって異なりますので、[高校事務室](#)へお問い合わせください。



保護者・生徒

①申請の案内

②申請

⑤決定・交付



私立高校

③とりまとめて申請

④決定・補助金交付



兵庫県

※ 県外の私立高校の奨学給付金のみ、兵庫県 教育課への直接申請。その他は学校を通しての申請になります。

お問い合わせ先・県のホームページ

①【国】就学支援金・②【県】授業料軽減補助

③奨学給付金

県HP
(授業料)



申請・振込

各学校 事務室
(県外校の奨学給付金のみ県教育課)

税関係

お住まいの市町村

その他

兵庫県総務部教育課

県教育課
メールアドレス:
kyouikuka@pref.
hyogo.lg.jp



県HP
(奨学給付金)



貸付制度

【入学金】兵庫県私立高等学校入学資金貸付制度 (公社)兵庫県私学振興協会 078-515-6760

対象者

次のすべてを満たす者

- ①私立高等学校(通信制課程を除く)に入学予定の生徒の学資負担者(所得税法上、生徒の扶養者)。
- ②兵庫県内に在住する人
- ③学資負担者の市(町)民税所得割額と県民税所得割額の合算した額257,500円未満であること。(年収目安:約590万円未満)

貸付額

30万円以内(入学時納付金:入学金、施設費等)

申請時期

中学3年生時点の1月中旬～2月中旬

【その他】高等学校奨学資金貸与制度

(公財)兵庫県高等学校教育振興会 078-361-6640

対象者

高校に在学する勉学に意欲がある生徒で、以下の両方に該当する者

- ①生計を維持する者が兵庫県在住であること。
- ②生計を維持する者の収入総額が振興会の定める基準以下である世帯に属すること。(給与所得者の場合、4人世帯で概ね680万円以下)

貸付額

月額30,000円(私立学校、自宅通学者の場合)

その他

タブレット端末等購入費等に対する貸与制度あり(奨学資金貸与者のみ)

申請時期

入学前:中学3年生時点の8月下旬～9月の間で各中学校が指定
在学中:毎年4～5月(以降、随時受付)